平成２３年（フ）第１７２号
長崎県諫早市真崎町1144番地２　宮田マンション203、前住所長崎県諫早市真崎町849番地５
債務者　松永　惠美
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三宅　敬英
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
長野市七二会己2578番地
債務者　宮澤　　誠
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一由　貴史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
福井県敦賀市谷口５号12番地
債務者　宮﨑　松雄
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堺　　啓輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第２９７号
長野県中野市大字新井711番地
債務者　田澤　昭男
１　決定年月日時　平成23年12月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金子　　肇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７８号
北海道北見市柏陽町557番地142
債務者　齊藤明日香
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６３３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸3010番地１
債務者　唐紙　　誠
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５４５号
愛知県西尾市吉良町小山田治ア田48番地、旧住所愛知県西尾市吉良町小山田治ア田49番地
債務者　加藤　幸敏
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
滋賀県長浜市室町424―２、住民票上の住所滋賀県長浜市宮司町1181番地８
債務者　後迫　純治
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
岡山県井原市木之子町94番地１　雇用促進住宅木之子宿舎１号棟306号室
債務者　多賀　弘幸
１　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２５９１号
札幌市北区篠路９条４丁目８番15号　ルミエール９―102号
債務者　水越　　明
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７７号
札幌市東区北50条東２丁目３番10―202号
債務者　新居　睦章
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７９５号
札幌市西区八軒６条西９丁目１番38―303号
債務者　中野　康夫
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９２８号
北海道江別市東光町112番地の11
債務者　小井手　悠
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０７９号
札幌市中央区北５条西29丁目２―32　鳥井マンション３号室、住民票上の住所札幌市中央区宮の森２条４丁目２番16―401号
債務者　湯井　有美
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１５７号
札幌市中央区南６条西７丁目３番地５　トーワ南６条408号
債務者　逢坂　久子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３０号
札幌市豊平区美園４条５丁目２番19号　ライラック荘10号
債務者　松原　惠子
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５９号
札幌市厚別区厚別東４条４丁目13番20―606号
債務者　八代　優二
１　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部